

資産税課

船橋市固定資産税及び都市計画税の減免取扱要綱

施行 平成28年4月1日

改正 平成28年6月30日

改正 平成30年5月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号。以下「条例」という。）第71条に規定する固定資産税の減免及び船橋市都市計画条例（昭和31年船橋市条例第9号）第6条の規定により固定資産税の賦課徴収の例によるものとされた都市計画税の減免の取扱いについて、必要な事項を定める。

(減免取扱いの範囲等)

第2条 条例第71条第1項に規定する固定資産税の減免及び都市計画税の減免の範囲及び割合は別表に定めるところによる。

2 前項の場合において、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号に規定する固定資産をいう。）に係る減免の別表の区分が2以上にわたる場合においては、減免の割合の大きい方を適用する。

(申請書の添付書類)

第3条 条例第71条第2項の減免を受けようとする事由を証明する書類は、減免の別表の区分に応じ、同表に定める添付書類とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、その他の書類を添付させることができる。

(減免の適用)

第4条 減免は、条例第71条第2項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の提出があった日以後に納期が到来する納付すべき当該年度の固定資産税及び都市計画税の税額について適用する。ただし、条例第71条第1項第3号に規定する事由において、申請書が条例第71条第2項に規定する提出期限後に提出されたことについて、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、減免の事由が発生した日以後に納期の到来する納付すべき当該年度の税額について、減免することができる。

2 1月2日から3月31日までに、災害を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、災害を受けた日の属する年度の翌年度分の固定資産税及び都市計画税の税額について、減

免することができる。

3 第1項の規定により減免する固定資産税及び都市計画税の全部又は一部が納付済みであるときは、当該納付済みの税額に係る減免額を還付するものとする。

(申請書の提出の省略)

第5条 条例第71条第2項ただし書の市長が認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 法第348条第1項に規定する者が共有持分を有する固定資産であるとき。
- (2) 前年度において固定資産の所有者（以下「納税義務者」という）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていたことから、条例第71条第1項第1号の規定の適用を受けた固定資産において、納税義務者が引き続き同法に規定する扶助を受けていると確認できたとき。
- (3) 前年度において条例第71条第1項第4号の規定の適用を受けた固定資産であって、引き続き同号の規定の適用を受けるもののうち、用途及び契約期間等が明確であり、かつ、引き続き減免の事由に変更がないと市長が認める固定資産であるとき。

2 前項の規定の適用を受けた固定資産を所有する納税義務者で納付額が発生しない者に対しては減免が継続していることを通知するものとする。

(減免の決定)

第6条 市長は、条例第71条第2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに提出書類の審査及び実地調査等により現況調査を行い、減免の可否を決定する。

(減免決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により減免を決定したときは当該減免の適用を受ける納税義務者に対し、固定資産税・都市計画税減免決定通知書（第1号様式）により通知するものとし、減免しないことを決定したときは固定資産税・都市計画税減免却下通知書（第3号様式）により、申請をした納税義務者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第8条 条例第71条第3項の規定による申告は、固定資産税・都市計画税の減免に係る事由消滅申告書（第2号様式）によらなければならない。

(減免の取消し)

第9条 市長は、減免をすることが不適當であると認めるときは、当該減免の全部又は一部を直ちに取り消すものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の固定資産税及び都市計画税に係る減免について、適用する。

(固定資産税の減免取扱い要綱の廃止)

- 2 固定資産税の減免取扱い要綱（昭和50年船橋市要綱）は、廃止する。

附 則（平成28年6月30日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第5条中第1項第2号の規定は平成29年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年6月30日までに起案又は收受した書類による事務処理については、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月31日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表

区分	減免の範囲	減免割合	添付書類	
条例第71条第1項 第1号該当 (貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産)	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受ける者の所有する固定資産	全部	生活保護証明書	
	2 公的扶助に準ずる生活扶助(社会事業団体等によるものをいう。)を受ける者の所有する固定資産(自己の居住の用に供する固定資産に限る)	全部	社会事業団体等による当該事実を証する書類	
	3 親族及び知人等から生活の援助を受けている者の所有する固定資産(自己の居住の用に供する固定資産に限る)	全部	減免を受けようとする者の所得等のわかる書類	
条例第71条第1項 第2号該当 (公益のために直接専用する固定資産)	1 国又は地方公共団体に無償譲渡又は無償で貸与している固定資産	全部	無償譲渡が確認できる書類 使用貸借契約書(写)	
条例第71条第1項 第3号該当 (市の全部又は一部にわたる災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産)	土 地	1 作付不能及び使用不能の損害の程度(以下「損害の程度」という。)が10分の8以上であるとき	全部	被害の程度を判断できる書類
		2 損害の程度が10分の6以上であるとき	10分の8	
		3 損害の程度が10分の4以上であるとき	10分の6	
		4 損害の程度が10分の2以上であるとき	10分の4	
	家屋 (償却資産を含む)	1 全壊、埋没及び全焼等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部	り災証明書
		2 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	
		3 屋根、内壁、外壁及び建具等に損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上の価値を減じたとき	10分の6	
		4 下壁及び畳等に損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたとき	10分の4	
条例第71条第1項 第4号該当 (その他特別の事由により、市長が必要と認めた固定資産)	1 公私の扶助は受けていないが生活に困窮し、著しく担税能力がなくなった者の所有する固定資産(自己の居住の用に供する固定資産に限る)	全部	減免を受けようとする者の所得等のわかる書類	
	2 各種学校及び専修学校において直接教育の用に供する固定資産 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人以外の者が千葉県知事の認可を得て設立した、各種学校、専修学校において直接教育の用に供する固定資産	全部	学校設置許可書(写) 使用貸借契約書(写)	
	3 幼稚園において直接保育の用に供する固定資産 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定によりその設置について千葉県知事の許可を受けた幼稚園(法第348条第2項9号に規定する幼稚園を除く。)において直接保育の用に供する固定資産(有償で借り受けたものを除く。)	全部	認可許可書(写) 使用貸借契約書(写) 平面図及び配置図	
	4 公衆浴場の用に供する固定資産 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき千葉県知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に直接供する固定資産(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地を除く。)	3分の2	公衆浴場営業許可書(写) 平面図及び配置図	
	5 相続税を納税するため、国に物納された固定資産	全部	物納許可通知書(写)又は物納財産収納済証書(写)	
	6 ゴミ置場の用に供する固定資産 市の収集ステーションとして登録され、他の場所と明確に区分された固定資産	全部	土地位置図	
	7 町会・自治会等の集会所等の用に供している固定資産 (有料で使用させるものを除く。)	全部	管理規約等(写) 使用貸借契約書(写)	
	8 防災用資材倉庫の用に供する固定資産 自主防災組織において防災用資材倉庫の用に供している固定資産 (有償で借り受けたもの及び住居等の一部を利用している場合は除く。)	全部	自主防災組織規約 使用貸借契約書(写) 土地位置図	
	9 認証保育の用に供する固定資産 市長があらかじめ定めた基準により補助金の交付を受けた認証保育所で直接保育の用に供する固定資産(有償で借り受けたものを除く。)	全部	認証通知書(写) 使用貸借契約書(写) 平面図及び配置図	
	10 その他特別の事由があると認められる場合で、別に定めるもの			

* 「有料で使用させるもの」とは、固定資産の所有者が光熱水費等・低額な実費弁償を除く地代、家賃、使用料等の対価を徴している固定資産をいう。

固定資産税
(償却資産)

減免決定通知書

整理番号	通知書番号

船橋市長



年 月 日付申請のあった固定資産に対する 年度分固定資産税
(償却資産)については、減免することに決定しましたので通知します。

減免決定理由:

※ 上記処分について不服がある場合には、別紙のとおり審査請求ができます。

固定資産税・都市計画税の減免に係る事由消滅申告書

年 月 日

船橋市長 へ

住所
氏名又は名称 印
納税義務者 連絡先
法人番号（法人のみ）

私は、船橋市市税条例第71条の規定による固定資産税・都市計画税の減免を受けておりましたが、下記のとおりその事由が消滅いたしましたので申告いたします。

記

- 1 消滅した日 年 月 日
2 消滅した理由

(申告物件)

所在町丁地番	土地、家屋又は償却資産の別	地目又は用途	地積又は床面積	価格	備考
			m ²	円	

※ なお、この申告により、消滅した日に起因する固定資産税・都市計画税の課税については、一切の異論はございません。

固定資産税・都市計画税減免却下通知書

納税義務者
住 所
氏 名

船 橋 市 長

年 月 日付けで減免申請のありました下記の固定資産に対する
固定資産税・都市計画税について、下記により却下することといたしましたので通
知します。

記

1 却下した理由

(申請物件)

所在町丁地番 (申請資産名)	土地、家 屋、償却 資産の別	地目又は 用途	地積又は床 面積 (㎡)	備 考

この処分不服がある場合には、別紙のとおり審査請求をすることができます。